（筑波大学名誉教授）　阿部　軍治

瑞宝小綬章を授ける
荒瀬　和男　上垣　由和
金子　宗雄　岸　孝一
鈴木　豊　鈴木　廉平
（磐田市公立学校長）　高橋　浩　竹之内實平
瑞宝双光章を授ける（各通）
石川　宏　上村　保男
谷島　釘吉　中田勝次郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
樋口　兼久
瑞宝小綬章を授ける
河嶋　章男　近藤　登
遠山　文伍　西田　三郎
濱本　澄義　三浦　正明
瑞宝双光章を授ける（各通）
柏葉　守　川村　悦夫
高橋　貢　山岡　敏光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
（山梨大学名誉教授）　鈴木　喬
瑞宝中綬章を授ける
大野　道夫　山本　勝
瑞宝小綬章を授ける（各通）
込山　茂　齋藤　稔
出来　昭伸　藤山　憲一
三十日　進　湯口　唯男
瑞宝双光章を授ける（各通）
片峯　光夫　藤田　富夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十一日）
松村　哲郎
瑞宝小綬章を授ける
三橋　俊彦
瑞宝双光章を授ける（以上九月一日）
小野　幸信　松田　茂男
瑞宝双光章を授ける（各通）
濱野　定雄
瑞宝単光章を授ける（以上九月二日）
江口　隆泰
瑞宝双光章を授ける（九月三日）
重光章
緒方　重威
勲章返上の請願の件許可された（九月二十六日）

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
渡辺　昌夫　上野　正憲
本多　一顕　黒田　優　村山　政文
高島　宏平　小西　健允　竹村由美子
苅田美佐子　三木谷晴子　森川　久夫
坂崎　金次　鈴木　雅子　横山喜美子
遠藤　堯子　大久保百合子　難波　誠
後藤せき子　西村　照雄

紺綬褒章並びに賞杯
褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
福田　章一　諸江　賢二　高谷　彬
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
水越　節子　古賀常次郎　土井　茂治
絹谷　幸二　小林　英一　佐藤　辰美
中村　静夫　秋本　清　秋本ゆかり
木下　盛好　長谷川　廣　髙橋　正一
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
大山　永吉
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。
大韓民国人　金　洛洙
褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
本野　克彦　新宮　晉
稲盛　和夫　三木谷浩史
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
積水樹脂株式会社
エステイ工業株式会社
サンポリマー株式会社
田中産業株式会社
北星運輸株式会社
南星運輸株式会社
苅田酒造エネルギー株式会社
京都府遊技業協同組合
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年九月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。
故田代光雄遺族　田代光太郎
褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

認証官任命式
十月二日午後六時五十分、宮中において、最高裁判所判事池上政幸、高等裁判所長官安藤裕子、特命全権大使櫻井修一、同山田彰及び同田中徑子の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について
労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡウイングス乗員組合から、安全運航等の要求に関して、平成26年10月９日以降、同組合の組合員が従事するＡＮＡウイングス株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成26年10月７日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

公告

諸事項

工場財団
東京都千代田区六番町２番地**蒲が山ソーラーウェイ合同会社**の工場財団に茨城県稲敷市蒲ケ山字根崎1145番３蒲ケ山ソーラーウェイの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成26年10月７日
水戸地方法務局龍ケ崎支局

相続財産管理人の選任
次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２６年（家）第３００８９号
茨城県水戸市南町２丁目５番５号
申立人　株式会社常陽銀行
代表者代表取締役　寺門　一義
本籍茨城県東茨城郡城里町大字増井1224番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字那珂西1483番地の３　グリーンなかさい、死亡の場所茨城県東茨城郡城里町、死亡年月日平成25年２月27日、出生の場所茨城県那珂郡勝田町、出生年月日昭和10年３月17日、職業会社役員
被相続人　亡　松崎　洋子
茨城県水戸市見川３丁目531番地の５、事務所茨城県水戸市南町１丁目３番23号　金沢ビル４階　植崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫
水戸家庭裁判所